**○防衛省告示第百七十五号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年七月三十一日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年八月七日及び同月八日（予備、同月九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯一三度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯一三度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯一三度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯一三度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯一三度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯一三度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百七十六号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年七月三十一日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年八月七日及び同月八日（予備、同月九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機四機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○東北地方整備局告示第百二十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 大仙市北楢岡字船戸四七九番一から同市北楢岡字船戸五九三番まで | 前 | 一三・七〇メートル～一一一・四〇メートル |
| | 後 | 一五・二〇メートル～一一六・〇〇メートル |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

**○関東地方整備局告示第二百六十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十一号 | 茨城県東茨城郡大洗町大貫町字杉ノ下二四九五番一から同町大貫町字孫瀬二四八五番一まで | 関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所 |

**○関東地方整備局告示第二百六十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 鉾田市汲上字下宿一六七九番三から同市汲上字下宿一七〇八番まで | 前 | 八・八七メートル～一三・二〇メートル |
| | 後 | 一〇・九五メートル～一三・二〇メートル |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

**○関東地方整備局告示第二百六十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十一号 | 鉾田市汲上字下宿一六七三番地先から同市汲上字下宿一七〇七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所 |

**○関東地方整備局告示第二百六十九号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年七月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

第1　起業者の名称　群馬県

第2　事業の種類　一般国道122号道路改築事業（群馬県邑楽郡明和町川俣地内）

第3　起業地

1　収用の部分　群馬県邑楽郡明和町川俣地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県邑楽郡明和町川俣地内の延長547mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道122号道路改築事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道であることから、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）附則第3項において、国土交通大臣は、改正前の道路法の規定による一級国道であったものを除き、一般国道の改築を当該改築に係る一般国道が存する都道府県が行うこととすることができるとされている。本件事業は、一般国道122号（以下「本路線」という。）における